

安楽寿院と高倉家

——東京大学史料編纂所所蔵「安楽寿院文書」の紹介——

野口華世

はじめに

これまで知られてきた安楽寿院関係の文書群で、よく利用されてきたものとしては二種類のものがある。一つは「安楽寿院古文書」と題された、碓井小三郎氏所蔵文書で、東京大学史料編纂所が大正一五年（一九二六）に謄写したもの^①（以下、本稿で検討する「安楽寿院文書」を史料集成Aとし、これを史料集成Bとする）。そしていま一つは「安楽寿院文書」と題され、同所において現在は影写本として利用できるものである。これは安楽寿院所蔵の原本を、明治一〇年（一八八七）、大正八年（一九一九）、昭和三年（一九三八）に影写したもの^②（以下、史料集成Cとする）で、影写された原本には多くの正文が含まれていたことがわかる。従来の研究においては主に上記二種類に含まれる文書類が利用されてきたのである^③。

これらに加えて同所には一九八一年に購入した高倉子爵家旧蔵の「安楽寿院文書」と題された文書群の原本が所蔵されている（以下、本文中では史料集成Aと表記^④）。この史料集成Aは、これまで知られてきた安楽寿院関係の文書群と同内容のものも多く含まれるが、高倉家に伝来し

たものであり、史料集成BCとも伝来過程が異なると言える^⑤。本稿はこの史料集成Aを翻刻し紹介するものである。史料集成Aを翻刻することにより、従来まとまった史料としては利用されてこなかった文書群を総体として見ることが可能となり、またこれと史料集成BCとの比較検討から見えてくることも多い。史料集成Aは一三の三部からなるが、紙幅の関係上A―一と、二・三は分けて紹介せざるを得ない。本稿では二・三を翻刻し紹介する。なお、A―一に関しては別稿^⑥で述べており、同じ史料集成を扱うため行論上内容が重なる箇所もあるが、必要な限り重複を厭わず述べていきたい。各史料集成の構成と文書類の重複関係については表I―1・2に示した。

史料紹介に入る前に史料集成A―一〜三を概観しておきたい。一は綴葉装で、五枚の料紙を重ねて半分に分けたものを三冊重ねて糸で綴じ合わせてある^⑦。したがって全部で六〇頁になる。そして表紙裏と最後の六頁には墨付がない。料紙の大きさは、半分に折らない状態でタテ三二・〇（単位はセンチメートル、以下同じ）、ヨコ五一・〇であり、よって折った状態での一頁の横の長さは二五・五となる。収載の文書名は順番通りに表IIに示した。

表 I-1 史料集成A～Cの内容概観

	史料集成A	史料集成B	史料集成C
1	堂舎別記録文書類	堂舎別記録文書類	
2	具書案	古文書類	古文書類 (正文と写本)
3	正和2年検注目録案		

二は卷子で、紙継一一紙からなり、そこに平安末期から室町期の文書の同筆案文一四通が記される。紙の大きさはタテ二八・三、ヨコが第一紙四四・三、第二紙四一・九、第三紙四三・五、第四紙四三・六、第五紙一六・四、第六紙三七・三、第七紙二七・七、第八紙二三・七、第九紙四三・七、第一〇紙四三・八、第一一紙三四・八である。紙継目一カ所(第四紙と第五紙の間)を除く九カ所に同じ裏花押がほどこされ、全一紙中九紙(第五紙と第一一紙以外)の裏中央やや下方には紙継目裏花押とは異なる武家様の花押が据えられている。この武家様の花押は、文明から永正期ころの室町幕府奉行人松田頼亮のものであり、大きさは、九カ所の花押全てがタテ三・五、ヨコ三・八、ヨコ二・〇、二・三の範囲に納まるものである。紙継目裏花押は誰のものかを明らかにすることはできないが、形は明らかに公家様の花押であり、大きさはタテ一・九、二・六、ヨコ一・九、二・五で松田頼亮のものよりも少し小さめである。

三も二同様卷子である。紙継一二紙に真幡木庄検注目録案一通が記される。紙の大きさはタテ二八・八、ヨコ第一紙四五・一、第二紙四五・七、第三紙七七紙四六・三、第八紙四六・二、第九紙四六・三、第一〇紙四六・四、第一一紙四六・三、第一二紙四五・七である。二のような紙裏中央の花押はないが、紙継目には全一カ所に裏花押が付されている。花押の大きさはタテ二・八、三・五、ヨコ二・五、三・二の範囲内にある。ただしこの文書の現在の紙継は明らかに錯簡がある。紙継目裏花押が第九紙から第一二紙までの三カ所において上下にずれていること

が確認できる。詳細のちに述べることにしたい。

以上史料集成Aの概観を簡単に述べた。いよいよ史料集成A―二・三の史料紹介とそれに関する若干の私見をそれぞれ章を分けて述べていきたい。

一 「安楽寿院文書」二(史料集成A―二)について

史料集成A―二は「はじめに」でも述べたように同筆の案文一四通が記される。これとほぼ同内容のものが「安楽寿院古文書写」と題された写本として史料集成Cに残されており、文書一点一点は従来から知られてきたものである。しかし史料集成A―二からは、写本にはなかった情報として、端裏銘があること、また紙継目裏花押や紙裏に室町幕府奉行人松田頼亮の花押が付されていることなどが新たにわかる。この端裏銘や花押から文書一点一点は案文ながら、史料集成A―二そのものが室町幕府法廷に証拠として提出された具書案であろうことが判明する。このように文書全体の機能に注目すると、各文書は既知のものではあるが、これら全文を翻刻し、全体から検討することに意味があると考える。またこれと写本と比較することから新たに知られることも多いのである。

まずは全文の積文を掲げる。なお各文書名の一覧は表I-2に示した。翻刻にあたり、基本的に常用漢字を用いた(次章についても同じ)。改行は「」で示している。また解説の都合上文書一点ごとに①から⑭の番号を付し、表I-2と対応させている。

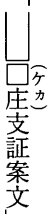
翻刻
(端裏銘) 「庄支証案文」

表 I - 2 史料集成 A - 二と B・C の文書対応表 (表 I - 1 網掛け部分の詳細)

文書名	史料集成 A - 二	史料集成 B	史料集成 C
① 仁平 3 年 (1153) 10 月 15 日 鳥羽院起請文案	○	○	○ (写本)
② 正安 4 年 (1302) 3 月 28 日 龜山院書状案	○		○ (写本)
③ 正安 4 年 (1302) 3 月 28 日 後宇多院書状案	○		○ (写本)
④ 正安 4 年 (1302) 3 月 30 日 後宇多院院宣案	○		○ (写本)
⑤ 弘安 6 年 (1283) 12 月 2 日 龜山院院宣案	○		○ (写本)
⑥ 弘安 6 年 (1283) 12 月 4 日 龜山院院宣案	○	○	○ (写本)
⑦ 建武 2 年 (1335) 9 月 22 日 後醍醐天皇繪旨案	○	○	○ (写本)
⑧ 至徳 2 年 (1385) 8 月 10 日 足利義満御判御教書案	○		○ (写本)
⑨ 応永 6 年 (1399) 4 月 8 日 足利義満御判御教書案	○		○ (写本)
⑩ 応永 17 年 (1410) 12 月 6 日 足利義持御判御教書案	○		○ (写本)
⑪ 寛正 2 年 (1461) 10 月 4 日 足利義政御判御教書案	○		○ (写本)
⑫ 延徳 2 年 (1490) 8 月 15 日 室町幕府奉行人連署奉書案	○		○ (写本)
⑬ 延徳 4 年 (1492) 7 月 2 日 室町幕府奉行人連署奉書案	○		○ (写本)
⑭ 長享 3 年 (1489) 7 月 13 日 細川政元書状案	○		○ (写本)
15 文明 10 年 (1478) 3 月 26 日 後土御門天皇繪旨 (宿紙)		○	○ (正文・写本)
16 文明 13 年 (1481) 6 月 20 日 播磨守護赤松政則奉行人連署奉書 (折紙)		○	○ (正文)
17 永正 13 年 (1516) 5 月 3 日 室町幕府奉行人連署奉書		○	○ (正文)
18 永正 14 年 (1517) 7 月 17 日 室町幕府奉行人連署奉書		○	○ (正文)
19 天文 17 年 (1548) 11 月 30 日 後奈良天皇繪旨 (宿紙)		○	○ (正文・写本)
20 慶長 10 年 (1605) 6 月 30 日 惣在浄賀書状 (折紙)			○ (正文)
21 天正 2 年 (1574) 8 月 7 日 武井夕庵爾云書状 (折紙)		○	○ (正文)
22 天正 13 年 (1585) 11 月 21 日 豊臣秀吉朱印状 (折紙)		○	○ (正文)
23 慶長 2 年 (1597) 7 月 13 日 東寺雜掌浄甫書状 (折紙)			○ (正文)
24 文祿 2 年 (1593) 5 月 17 日 施薬院全宗書状 (折紙)			○ (正文)
25 慶長 4 年 (1599) 5 月 18 日 磯部入道宗色書状			○ (正文)
26 (安土桃山期) 6 月 21 日 豊臣秀吉朱印状			○ (正文)
27 慶長 5 年 (1600) 9 月 19 日 福島政則等連署禁制			○ (正文)
28 慶長 10 年 (1605) 10 月 20 日 御室御内寺家亮縁等連署請文			○ (正文)
29 慶長 12 年 (1607) 7 月 3 日 京都所司代板倉勝重奉書			○ (正文)
30 (安土桃山期) 7 月 25 日 正勝・貴勝連署書状		○	○ (正文)
31 (安土桃山期) 9 月 26 日 前田玄以書下			○ (正文)
32 元和元年 (1615) 7 月 27 日 徳川家康寺領安堵朱印状			○ (正文)
33 (年未詳) 12 月 1 日 豊臣秀吉朱印状写		○	
34 慶長 5 年 (1600) 9 月 21 日 禁制写		○	
35 慶長 19 年 (1614) 10 月 板倉勝重禁制写		○	

文書の順番は史料集成 A - 二・史料集成 C の正文・史料集成 B という優先順位で並べてある。

表 II 史料集成 A - 一 文書名一覧

分類	番号	文書名	備考
0 表紙	①	表紙	
1 安楽寿院	②	安楽寿院 (注記)	
1 安楽寿院	③	康治 2 年 (1143) 8 月 19 日 太政官牒	【平安遺文】 2519
1 安楽寿院	④	久寿 3 年 (1156) 3 月 日 鳥羽院序下文	【平安遺文】 2834
1 安楽寿院 (御堂)	⑤	庄々所濟日記	
1 安楽寿院 (御堂)	⑥	「諸御領」相折帳事	
2 本御塔	⑦	本御塔 (注記)	
2 本御塔	⑧	保延 6 年 (1140) 5 月 日 起請文	
2 本御塔	⑨	仁平 3 年 (1153) 10 月 15 日 鳥羽院起請文	
2 本御塔	⑩	庄々事	
2 本御塔	⑪	月宛相折事	
2 本御塔	⑫	供田事	
2 本御塔	⑬	保延 5 年 (1139) 7 月 28 日 鳥羽院序下文	【平安遺文】 2411
3 新御塔	⑭	新御塔 (注記)	
3 新御塔	⑮	平治 1 年 (1159) 9 月 29 日 太政官牒	【平安遺文】 3029
3 新御塔	⑯	月宛庄事	
3 新御塔	⑰	庄々所濟事	
3 新御塔	⑱	年中相折并支配事	
3 新御塔	⑲	供田事	
3 新御塔	⑳	保元 3 年 (1158) 2 月 日 安楽寿院公文所下文	【平安遺文】 2913
3 新御塔	㉑	安元 2 年 (1176) 9 月 9 日 八条院令旨	【平安遺文】 3775
3 新御塔	㉒	治承 3 年 (1179) 3 月 日 安楽寿院公文所下文	【平安遺文】 3875
4 無量寿院	㉓	無量寿院	
5 平等王院	㉔	平等王院	
6 不動堂	㉕	不動堂	
7 「鳥羽」 (五四頁目)	㉖	「鳥羽」	

①鳥羽院御手印四

鳥羽領内芹河・真幡木・上三栖此両「三庄施入両御塔、爰情末代覚見、」庄内居人来際、定念為貪寺用、必「憑公武之權威、可号被官、為後代之、」兼而置此記文、穴賢此事不可叶処也、「若如此逆心者出来之時、任記文之言、可処遠流・死罪也、吾子孫有背此記一文之事者、忽、廻神慮、必可成天下災」難者也、「御起請文曰、縱雖天下一同之大旱魃・大洪水・不熟損亡之歳、於此寺用之」御年貢者、更不可闕怠、其故者庄「領広大、御年貢狭少之故也、努々」不可致懈怠者也、

仁平三年十月十五日

空覺
沙門——御判

④後宇多院々宣、可申關東由事

鳥羽三ヶ庄事、故入道永康卿「子孫可令相伝由、龜山院被」申置大覺寺殿之勅書以下、「具披露了、就之、被○執關東之」条、強雖無子細、彼御遺跡事、「重可被仰披之処、依無機嫌之念、「被闕之、限于当庄、御口入所有一猶予也、凡天下之決断、不可」有親疎之上、故入道三品自法(北条時宗)「光寺以来音信、非無由緒候歟、」一直被触訴之条、可宣歟之由、「内々所被仰下也、可被承知之状」如件、

三月卅日

判

藤兵衛藏人殿

⑤安樂寿院領山城国真幡木・「芹河・上三栖村等可令知行」給者、依「院宣執達如件、

弘安六
十二月二日
(高倉永康)

謹上 新三位殿

(中御門経任)
太宰権帥 判

⑥安樂寿院事、可令奉行給「者、依」院宣執達如件、

弘安六
十一月四日
(高倉永康)

謹上 高倉新三位殿

(中御門経任)
太宰権帥 判

③後宇多院御返事

被仰下候之旨、畏承候了、永康「父子三人奉公、如當時者、異他」候之間、誠不便存候、度々使節「勞、尤可有抽賞候歟、所帶御」恩等、如仰下可令子孫相伝之由、「承候了、奉公之分無忝者、可」令存知其旨候也、恐惶謹言、

正応四
三月廿八日

御草名

⑦繪旨案

追申

鳥羽芹河・真幡木・上三栖等、任何可致知行之由、可被下官符、存其旨、「念可令進解状給之由、同」所被仰下也、以上、安樂寿院事、致奉行修造、「念可令致其沙汰給者」天气如此、仍執達如件、

三月廿八日

世七
一

建武二年九月廿二日

(中御門経季)
大膳大夫判

(高倉永志)
佐
前左馬守殿

⑧室町殿御自筆御書

安楽寿院領山城国鳥羽上「三栖・芹川・真幡木三ヶ庄」事、依口入
無子細上者、為料」所可令知行之状如件、

至徳二
八月十日
(高倉永行)
左兵衛佐殿

御判

⑨室町殿御自筆御書

鳥羽安楽寿院俗別当并(裏)「幡木・芹川・上三栖三ヶ庄事、」譲与永藤、
不可有子細之状如件、

応永六
卯月八日
(高倉永行)
藤宰相殿

御判

⑩三ヶ庄安堵御自筆御書

鳥羽真幡木・芹川・上三栖「三ヶ庄、同下司・諸名主等」事、領掌
不可有相違之状」如件、

応永十七
十二月六日
(高倉永豊)
冷泉侍從殿

御判

⑪慈照院殿御判

安楽寿院領山城国鳥羽上「三栖・芹河・真幡木三ヶ庄、」近江国比叡
新庄事、為料所」如元可令知行之状如件、

寛正二
十月四日
(高倉永豊)
藤中納言入道殿

御判

⑫山城国竹田三ヶ庄名主沙汰人等」事、致緩怠之輩在之云々、早加「退

治、弥可被全所務之由、所被仰下」也、仍執達如件、
延徳二年八月十五日
筑後守判
信濃守判

(高倉永継)
藤中納言入道家雑掌

⑬山城国芹河庄内馬場末田地事、」任鳥羽左衛門尉重次請文(四至)并」当知

行之旨、早退違乱之族、弥可」被全領知之由、所被仰下也、仍執達」
如件、
延徳四年七月二日
散位判
散位判

(高倉永康)
藤左兵衛督家雑掌

⑭右京大夫状

御知行分竹田庄住人事、自往」古不可為他家之被官旨、支証」明鏡
之間、則放被官候上者、可為」御進退候哉、恐々謹言、

長享三
七月十三日
(高倉永継)
藤中納言入道殿進覽

政元判

解説

まず、端裏銘に「□庄支証案文」とあり、全文書の内容から、「鳥羽御領」と称されていた芹河・真幡木・上三栖庄（以下「鳥羽御領」と一括して表記¹⁴）についての証拠を記した案文、つまり具書案であることがここからも判明する。

つづいて文書の検討に入る。まず①仁平三年（一一五三）一〇月一日付けの鳥羽院起請文案については、文言は異なるものの内容的に同じ文書が同年月日付けで史料集成A―⑨（表Ⅱ参照）にも存在する。双方とも『平安遺文』未収載で、「鳥羽御領」を鳥羽院墓所である安楽寿院での仏事用途にするようにと言いつくものである。また、一〇月一日という日には、安楽寿院の最初の堂舎である御堂が落慶供養された日であり、その日が来るたびに鳥羽院自身によって没後の追善に関する確認が行われていたものとも考えられる。

①の文言中の「両御塔」という言葉について注目してみると、これは普通に解釈するならば、本御塔と新御塔を表すと考えられる。しかし新御塔は①の四年後の保元二年（一一五七）に供養されたことがわかるので、このときはまだ存在していない。すでに新御塔造営計画があったとも考えられようが、常識的には、「両御塔」は新御塔造営後に見られる言葉と言えよう。また本文の後三行目の「御起請文曰」など、一つの文書内にある文言とは思えないものも含まれているので、原型の文書があったにせよ、①がそのまま正文の通りとは考えがたい。ここでは①には多少の疑問が残るということ指摘しておきたい。

②③④は、亀山院が永康父子の奉公を認め、恩領であった「鳥羽御領」などの所領を相伝にするように後宇多院に依頼し（②）、後宇多院がそれを認めて（③）、さらに後宇多院から鎌倉幕府にこのことへの許可を求める院宣が出された（④）という一連の内容となっている。そもそも

「鳥羽御領」はこれより以前の弘安六年（一一八三）一二月に高倉永康が亀山院から安楽寿院の奉行とともに拝領した（⑤⑥）ものであった。そして拝領後ここで（②③④）はじめて相伝が認められたと言える。

また②③④の年号については、②に「正応四」という付年号があることから、『鎌倉遺文』などでは正応四年（一一九一）のものと解釈されてきた。しかし④の「故入道永康卿」や「故入道三品」という表記は高倉永康がすでに故人となっていたことを示すものであるが、永康が没したのは正安四年（一一三〇）一月一日であり、正応四年（一一九一）にはまだ存命であった。文書の内容から言っても、永康が正安四年（一一三〇）一月に没したのを機に、「鳥羽御領」をはじめとする、永康が知行していた恩領の去就が問題となったと解釈できよう。そして高倉家はこの時初めて恩領であった知行地の相伝を認められたのである²⁰。ここでは少なくとも、「正応」は「正安」の誤記であり、実際は正安四年の文書であることを確認しておきたい。

次の⑤⑥についてはすでに少し触れているが、⑤以下最後の文書¹⁴までは、永康を起点とする「鳥羽御領」の知行や安楽寿院の奉行について、その時々々の権力者が代々の高倉家の人間に安堵したものである。ただしすでに池田美千子氏の研究によっても明らかにされているように、高倉家は衣紋の「着装」を家業とした家で、それは永康・永経兄弟から始まり、この衣紋技術は永康系高倉家と永経系高倉家に分かれて相伝された。しかし永康系高倉家の嫡流は永康の曾孫永宗まででは続いたものの、南北朝の貞治五年（一一三六）に永康系高倉家の装束書が永宗の従兄弟永綱から永経系高倉家の永季に授けられる。つまり永康系高倉家が何らかの理由により廃絶し、永経系高倉家に統合されたのである²¹。そして衣紋技術は以後永経系高倉家によって代々相伝され近世以降も存続していく。

「高倉家系図」 範昌 永康 永定 永清 永宗

永経 永賢 永忠 範賢 永季 永行 永藤 永豊 永継 永康

このような衣紋技術の流れは、当具書案における「鳥羽御領」の相伝知行の流れとも重なるものである。というのは、⑧以降の宛所は全て永経系高倉家の人物（永行・永豊・永継・永康）に比定できるからである（系図²²）。したがって、「鳥羽御領」は衣紋技術とともに南北朝期に永経系高倉家に統合され、相伝されていったと言えるだろう。

次に文書の配列について見ていきたい。文書の配列は、この具書案作成時の高倉家にとって、何が重要課題であったかということを示すと思われる。

まず①によって安楽寿院が、鳥羽院の御願による院の菩提を申うための寺であって、「鳥羽御領」はその用途となる重要な莊園であるということが大前提として最初に強調される。

それにつづく②③④は高倉家の相伝が認められた文書であり、高倉家の相伝知行が正当であることの根拠となる文書であった。これらが①の次に配置されるということは、高倉家による相伝を、①につづけて強調したいという作成者の意図が読みとれる。そしてそのあとによりやく、年代的には前後することになる、高倉家の知行の起点となった永康拝領文書（⑤⑥）が配され、これ以下代々の安堵状がつづくのである。高倉家にとっては代々の安堵状以上に相伝の根拠を示すことが重要だったと言えるのである。

文書の配置についてはもう一つ、最後の文書⑭も⑫⑬と時期が前後し、注目できる。⑭細川政元書状は被官人の進退を高倉家に返すという内容であるが、安堵状である⑤⑥⑬の全ての文書が、その時のいわば公的文書と言えるものであるのに対して、形式的には細川政元個人からの書状であって他と少し異なる文書と言えよう。ところで、この具書案を作成

し室町幕府法廷に提出したのは、時期的に考えて高倉永継あるいはその子の永康であろう。またこの具書案が作成された時期を考えると、文書群中の年代の下限は⑬延徳四年（一四九二）であり、また紙裏花押の松田頼亮が幕府奉行人としての活動が見られる時期は文明一七年（一四八五）～永正五年（一五〇八）に罷免されるまでである²³、これは延徳四年（一四九二）～永正五年（一五〇八）の約一七年間に作成されたと限定することができる。そしてこの時期とは、細川政元が將軍足利義材を廃し畠山政長を敗死させて、幕府内の実権を掌握していた時期（明応二年（一四九三）～永正四（一五〇七）政元暗殺）とほぼ重なるのである²⁴。しかも訴訟の当事者の高倉永康は細川政元と「知音」であり、政元が暗殺された直後、難を逃れるために出家したほどであった²⁵。すなわち高倉家はもともと懇意にしていた細川政元が幕府の実権を握ったことを頼りとして幕府法廷に提訴し、「鳥羽御領」の相伝知行に関して自分に有利な判決を得ようとしたのだと考えられよう。したがって⑭の文書は、政元と高倉家との以前からの関係をわかりやすく示すため、最後に配されたと言えるのではないだろうか。

以上述べてきたことから、当具書案は室町末期に高倉家において作成されたと考えられるので、具書案に付された公家様の紙継目裏花押は、少なくとも高倉家の人物が付したと推定できよう²⁶。したがって文書名は「高倉家相伝知行具書案」とすることができる。

最後に史料集成Cに収載されている写本「安楽寿院古文書写」との対比を述べておきたい。「安楽寿院古文書写」の内容は、文書の順番や各文書の端裏書にあたりと考えられる部分に至るまで、細部に渡って近似しており、検討してきた「高倉家相伝知行具書案」を写したものと考えられる。ただし写本の方には⑭のあとにさらに二通の文書が付け加えられている（表I-2参照）。以下にそれを示す。なおこの翻刻は写本の

字を優先し、正文による校訂注をかつこの中に記した。

【史料1】後土御門天皇綸旨^{〔鳥羽脱〕}写

鳥羽安楽寿院領山城国真幡木・芹川・上三栖庄・三ヶ庄内所々散在田畑・播磨国石造庄本所分等^{〔事脱〕}、任武家下知之旨、為当知行可令全領掌者、天氣如斯^{〔世〕}、悉之、以上^{〔世〕}、

文明十年三月廿六日

左中弁^判

当院衆徒中

【史料2】後奈良天皇綸旨^{〔鳥羽脱〕}写

安楽寿院事、今度依不慮之猛火、令回祿云々、為国家太不可然^{〔以脱〕}、不日成経營之功、然者皮寺領播磨国石造庄近年者各無実之由、言語道断^{〔有名〕}、次第也、此砌村頼致嚴重沙汰者、可為神妙趣、為衆中堅可加下知之由、天氣如此、悉之、以上^{〔世〕}、

天文十七年十一月卅日

左中弁

安楽寿院衆徒中

両文書は写しとともに花押の据えられた正文と同じ史料集成Cに含まれており、安楽寿院が正文を所持していたことがわかる。そしておそらくは安楽寿院が当具書案の写本を作った際に、自寺が持っていた文書の中からこれら二通を選んで付け加えたものと考えられる。

両文書とも天皇綸旨であり、【史料1】は文明一〇年（一四七八）時点、「鳥羽御領」と播磨国石造庄の当知行が安楽寿院の衆徒に認められていたことを示している。しかし先の具書案によれば、この後も「鳥羽御領」は高倉家に安堵されており、矛盾がある。具書案にはこの文明一〇年（一四七八）を含む①寛正二年（一四六一）〜④長享三年（一四八九）の約三〇年間の文書がなく、この時期は安楽寿院衆徒に当知行が認められていたとも考えられるかもしれない。また【史料1】の文明一〇年（一四七八）は応仁・文明の乱による混乱がまだ京中で続いて

いる時期でもあり、この混乱に乗じて安楽寿院衆徒が「鳥羽御領」の知行の安堵を朝廷から得ていたとも考えられよう。

また②の室町幕府奉行人連署奉書が発給された翌日の延徳二年（一四九〇）八月一日には竹田庄三ヶ庄の名主沙汰人らが緩怠を致し、高倉永康が発向したという^{〔27〕}。高倉家はおそらくこれ以前から「鳥羽御領」の名主沙汰人らと長く対立関係にあったと考えられ、この発向のすぐあとの明応二年（一四九三）に細川政元が幕府の実権を掌握すると、高倉家は政元との個人的関係からこれを好機とみて、再び幕府（政元政権）から安堵を得ようとした。このように考えてくると、室町末期の高倉家は安楽寿院そのものや「鳥羽御領」の在地の人々とも常に対立関係にあり、高倉家にとって幕府の安堵状を得ることは、彼らとの対立において少しでも有利な立場に立つたためにも必要なことであつたと言えよう。しかし安楽寿院にとつては「鳥羽御領」はまさに膝下莊園であり、莊民の把握という面では高倉家よりも安楽寿院の方が有利であつたのではない^{〔28〕}。政元が暗殺されたのちの永正一三年（一五一六）には播磨国石造庄安堵の室町幕府奉行人連署奉書が、永正一四年（一五一七）には「鳥羽御領」を含むと考えられる竹田三ヶ庄と伏見郷出作分の百姓等が未進分を沙汰すべき室町幕府奉行人連署奉書が、どちらも安楽寿院雑掌宛に発給される^{〔29〕}。高倉家が頼りにした政元亡き後は、在地の人々をより掌握していた安楽寿院が再び攻勢に転じたとも言えよう^{〔30〕}。

【史料2】は天文一七年（一五四八）で、具書案作成時より半世紀ほど過ぎてからの綸旨である。意味がややとりにくい、「鳥羽御領」については一言も触れずに、火災にあつた安楽寿院再建のために播磨国石造庄を復興すべきことを命じたものであろう。播磨国石造庄は久我家領の一つでもあつた。久我家は、室町期以降、播磨を本拠として守護を務め村上源氏末裔を称した赤松氏を頼り、石造庄の知行を存続せしめたこ

とが明らかにされている。⁽³¹⁾ 安楽寿院も赤松氏を頼っていたらしく、史料集成Cには石造庄の鳥羽分の確実な用途納入を宇野氏に命じた文明一三年(一四八二) 播磨守護赤松政則奉行入連署奉書の正文が残っている。⁽³²⁾

以上から、「安楽寿院古文書写」を作成した時に、具書案収載の一四通に【史料1・2】を付け加えた安楽寿院側の意図を考えるとすれば、「鳥羽御領」と播磨国石造庄を安楽寿院が知行することの正当性を示すために作成したと言えるのではないだろうか。⁽³³⁾

二 「安楽寿院文書」三(史料集成A―三)について

つづいて史料集成A―三について述べていきたい。史料集成A―三は冒頭に「注進 真幡木庄正和式年実検田畠目録事」とあること、また最初に「惣員数」が記され、次に除田が並べられること、後半部分に「分米」として年貢が計算されていること、書止文言が「右、大略注進如件」とあり、また「在判」とあつて案文であることなどから、「真幡木庄検注目録案」とすることができ。そしてこの一通が一二枚の紙を貼り次いだものに書かれ、紙継目全一カ所には裏花押が付される。この紙継目裏花押はいかなる人物のものかは判然としないが、案文ながら紙継目の具書案同様、室町幕府法廷に証拠文書として提出されたものではないかとまずは考えられよう。

ただし現況の紙継目裏花押には、明らかにズレが確認できる箇所がある。「はじめに」でも述べたように当検注目録案の錯簡によるものである。現在の紙継順を第一紙から①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫のように表すと、正しくは①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫であろう。これは紙についているシミや紙継目裏花押の位置、また内容によって改めることができるのである。⁽³⁴⁾ 以下正しい順番で翻刻していきたい。翻刻にあたっては錯簡が

あるという事情から各紙継目と現況において第何紙かということをいちいち記した。また検注目録という文書の性格から改行も忠実に再現している。解説の都合上ゴシック体で記号を付した部分がある。

翻刻

〈第一紙〉

注進

真幡木庄正和式年実検田畠目録事

合

惣員数漆拾伍町壹段半式拾壹歩

除

他領散在仏神領

二段廿歩

山田

一段小卅歩

日吉十禪師田

七段三百卅歩

平野田

二段小卅歩

新羅社田^{三井寺}

半卅五歩

祇園社田

四段七十歩

神倉田

二町一反半廿歩^{加島并荒野定没官領}

梅少路如法仏寺田

〈第二紙〉

一町八反三百卅歩

稲荷田

一町一反七十五歩^{加河原荒定}

城南寺田

一段五十歩

安養院田

四段九十歩

藤森田

已上七町五段半五十四歩

……………(紙継目裏花押)……………

権門甲乙領

二段半五十五歩

一段

二段

二反小十歩

四段

百歩

二反半廿歩

二反三百四十歩

二反百十歩

一町八反大十歩

一町

三段

禅林寺殿御池成替雲居寺領

聖護院

常住院田

智速院田

真乘院田

蓮光院田

諸陵田

齋宮田

左京職田

右京職田

主殿寮田

兵庫寮田

〔第三紙〕

一反半十歩

一反廿歩

大

一町半

一反五十歩

二反

一反小

五反六十歩

御領中仏神領 已上六町七段六十五歩

七段四十九歩

加竹原一反大五十歩定
加田二反大十六歩
加面々屋敷定

春花門院法花堂領

八段五歩田五反廿五歩
田二反三百四十歩、加堂敷并竹原定

賢法院田

已上一町五反五十四歩此兩堂在所雖為御領中
所為本主各別也

六段大卅歩加堂敷二反定
田三反大卅歩 同御油

六段大卅歩同供料田

七段七十五歩加社下同庭并荒等定
田一反小廿歩

新日吉東十禪師領分

加河成大廿歩定
加飯屋田百歩定 御祭時田棄落立并運境飯料田也、

七段七十五歩加社下同庭并荒等定
田一反小廿歩

七反九十歩加社下同前庭定
田五反百歩 同供料田

同西十禪師分

一反半一反八敷地
半八同供田 加小竹原半定

大日堂分

三百廿歩敷地并御油分

藥師堂分

七段六十四歩加堂下同敷地并荒川成定
田二反八十歩 同供田

積善寺分

二段小五十五歩加荒并小竹原定
但續善寺敷地内也

二階堂敷地分

一段八十歩

新堂木守田

半十歩加敷地六十歩定
同御油田小十歩

毘沙門堂分

一段小加竹原定

長福寺堂敷

東福寺塔頭管領分

〔紙繼目裏花押〕

已上三町六段九十四歩

安樂寿院分

二町四段大

本堂九躰平等王院并不動堂敷地

二反

加荒野池堀等定

仏供田

二反半

〔紙繼目裏花押〕

〔第一〇紙〕

九段内五反八雜掌申子細無沙汰、
殘四反 分御油六升

松下殿分

〔第四紙〕

〔紙繼目裏花押〕

d 四段分御油六升

大山法橋跡

e 島四反大十二步加小竹原大十二步定 齋藤左衛門大夫領知分

定島四反 弁御油三升、不定三升八申子細無沙汰之、

q 已上四町四段三百十二步

供僧分

一段三百九步一口別半四十 三供僧坊敷

六反大内三反半分加地子米二石八 供僧下川原引田

一町内二反八自近年被押領 殘八反 真乘院方云々 供僧勸修寺引田今八下河原

二段三百歩内田三反 但竹原 預二人之屋敷、但領主各別二在之、同預真慶引田

一段 花摘引田

已上二町二段小九步

本御塔分

f 五段八十歩 閏月仏聖田

g 一段廿四歩加川成三百二步定 御盆供田

(紙継目裏花押)

〈第五紙〉

h 三段三百廿歩加島一反百歩定 湯田

同禪衆分

一和尚東端坊

i 二町三段四十六歩内五十六歩里坊敷 供田

一町五反加河成大廿歩定

七段三百五十歩加川成五十歩定 引田

此内一反御領へ加地子五斗弁、

二和尚大善坊

j 四段大十八歩内五十八歩里坊敷 四反半廿歩引田

三和尚中之西坊

k 一町九反五十五歩内五十五歩 里坊敷

一町五反加河成三反大廿歩定 供田

四段加河成三百歩定 引田

此内二反六十歩御領、加地子八斗六升弁、

四和尚西端坊

l 六反三百廿歩内五十歩、里坊敷

六反大卅歩加河成一反定 引田

此内一反御領へ、加地子五斗弁、

五和尚東之西端坊

(紙継目裏花押)

〈第六紙〉

m 六反九十六歩内五十六歩 里坊敷

六反四十歩 引田

六和尚中之東端坊

n 七反廿五歩内五十五歩 里坊敷

六反三百卅歩 引田

已上七丁七反小廿四歩

新御塔分

o 一段小卅歩

p 三反百九歩加荒四十歩定 田一反小卅五歩 島一反大卅四歩 大般若田

q 五段 己御油分

r 三段 続松田

s 四段 湯田

禪衆分 預并花摘等引田

一和尚湯屋坊

t 一町五反三百五十歩内二反三百五十歩坊敷

一町三反加河成小四十歩定 供田

〔第七紙〕

二和尚十条坊

u 七段三百五十八歩内二反八十歩坊敷

三反 供田

三反三百五十歩 引田

三和尚前河坊

v 六段三百廿四歩内二反三百廿四歩坊敷

二反 供田

三反二反加地子六斗御領へ弁、引田

四和尚石橋坊

w 五段小五歩内二反廿五歩 坊敷

一反 供田

三反百歩 引田

五和尚角坊

x 一町一反小卅歩内二反小卅歩 坊敷

六反四反八自真乘院方近年被押領云々、
残二反 供田

三反 引田

六和尚榎坊

y 一町四反八十歩内二反八十歩 坊敷

〔第一紙〕

一町加河成半十歩定

供田

〔紙継目裏花押〕

〔紙継目裏花押〕

三反 引田

〔v〕 已上七町八反半廿六歩

残田島三十三町四段四十三歩

田二十六町半四十一歩

除

八反大卅歩 河成

卅歩 溝成

五反三百五歩 不作

已上一町四段大五歩

諸給分

五段元下司給一丁内也、
今五反八色田二加之、

七反内二反加地子七斗
御領弁

一町二反加河成定
此内二反加地子二石二斗
御領工弁

一反三百廿歩

八反加河成二反七十歩定

五反半卅歩

沙汰人分

出納景房分

番匠分

銅細工分

壁塗分

御畳差分

〔第八紙〕

三反

四反四十歩

已上四町六反半卅歩

残田拾玖町玖段小六歩

五斗代二段八十歩

分米一石一斗一升二合
交分一石一斗一升二合
反別七升米一斗五升五合六分
以上二石三斗七升九合六分

三斗代八町八反六十二歩内半廿歩深草百姓申子細無沙汰、

〔紙継目裏花押〕

定田八丁七反半四十二歩

分米廿六石二斗八升五合
交分廿六石二斗八升五合
七升米六石一斗三升二合八夕
以上五十八石七斗二合八夕

単六斗代二丁六反十歩内大四歩深草百姓申子細無沙汰、

定田二丁五反九十歩 分米十五石一斗五升

同五斗代八反半四十歩 分米四石三斗五合六夕

同四斗代四反カム田 分米一石六斗

同三斗代五反小四十歩 分米一石六斗三升三合三夕

同二斗代一丁八反内ヒシヲ田一丁三反
野坂分五反 已上分米三石六斗

同一斗代五反ヒエ上田 分米五斗

(紙継目裏花押)

〈第九紙〉

靈山田八段 分米加地子四石五升

一色田三丁三反三百十四歩 分米四十石一斗二升

此内下司給五反同名田等在之、

已上百三十八石四斗一合三夕加供僧禪衆以下引田内加地子
六石三斗六升定見先段

請加七石三斗五升 善録寺田所当分

弁御米佰肆拾伍石漆斗伍升壹合參夕

島七町三段半二歩

除

三段半二歩 荒分

小四十歩 池成

小四十五歩 堀成

大十歩 不作

八十歩 田井殿内社下并敷地分

四反半廿三歩

小竹原内

一反九十歩 田井殿廻垣代

一反小 大垣内廻、但如荒野也、

一反三百四十三歩百姓等二所被免之也、

已上九反三百廿歩

(紙継目裏花押)

〈第二紙〉

五反半四歩加廻小竹原
荒堀定

公文所屋敷分

一反

沙汰人屋敷

定畠伍町漆反參拾捌歩

美津畠一町内一反八同所沙汰人給云々、

残九段 分麦一石八斗反別二斗單定

当庄内四町七段卅八歩 分麦九石四斗二升一合九夕反別二斗定

交分九石四斗二升一合九夕

以上十八石八斗四升三合八夕

弁麦貳拾石陸斗肆升參合捌夕

右、大略注進如件、

和敷 正中貳年三月 日 沙彌敬観判

(異筆) 一紙数十式枚

解説

まずはじめに錯簡部分について述べておきたい。第四紙のあとに第一〇紙がつながることに関しては、一つは紙に付いたシミがヒントとなる。第一紙から第四紙までははっきりとシミが見えるが、第五紙以降にはほとんどなく、第一〇紙に突然それが見えることから、第五・一〇紙の位置に疑問が生ずる。そして、第四紙の最末部分の「安楽寿院分」以降、

釈文に付した a s e までの田畠数を合計すると、ちょうど第一〇紙の最初の部分の「已上四町四段三百十二歩」になる。また、第四紙のあとに第一〇紙がくると、「安楽寿院分」の後に「本御塔分」が記され、その次に「新御塔分」が記されることになり、史料集成 A-1 の記述と共通する。⁽³⁵⁾ これらから、この接続が妥当なことが確かめられる。

次に第一〇紙が第五紙に接続するということについては、第一〇紙の後方から第五紙を経て第六紙までにまたがって記される「本御塔分」を、同様に最初の三つの田畠数 f k h の合計と「同禅衆分」の一和尚から六和尚までのそれぞれ六つの田畠数 i j n の合計とを全て合わせると、第六紙の前半部分に記される「已上七丁七反小廿四歩」の数値に合致し、この接続が正しいことがわかる。

さらに第七紙と第一一紙の接続についても、「新御塔分」の最初の五つの田畠数 o r s の合計と「禅衆分」の一和尚から六和尚までの田畠数 t v y の合計を全て合わせると、第一一紙の最初部分の「已上七町八反半廿六歩」の数値と合致することから正しいとわかる。また第一一紙のあとに第八紙が続くことも、「諸給分」として記されている数値を全て合計すると第八紙の冒頭部分にある「已上四町六反半卅歩」の数値になることからわかり、第九紙と第二二紙の接続についても、「畠七町三段半二歩」から、「除」の合計数「已上九反三百廿歩」と「公文所屋敷分」+「沙汰人屋敷」の畠数を全て足したものを引くと、「定畠」の数値と合致することから、正しいとわかるのである。⁽³⁶⁾ その他の接続部分についても、詳細はいちいち記さないが同様に田畠数の合計などからその接続が正しいと判断できる。

次に当検注目録案の全体構成について簡単に述べておきたい。まず真幡木庄の「惣員数」七五町一段半二歩が記される。つづいて「除」とあり、「他領散在仏神領」「権門甲乙領」「御領中仏神領」が続けて記載

される。そのあとに「安楽寿院分」「供僧分」ときて、「本御塔分」「同(本御塔)禅衆分」「新御塔分」「(新御塔)禅衆分」とそれぞれの田畠数が記載される。そして最後に「残田畠」の合計三三町四段四三歩が書かれ、まず田から、「残田拾玖町玖段小六歩」と記され、ここからさらに「除」と「諸給分」を記して、そこから残った田数を記す。その残った田数に対して、分米が算出される。つづけて畠についても同じような順番で記載される。

以上の構成からまず言えることは、当検注目録案は真幡木庄全体を示すもので、これまで詳細は不明であった当荘の全体像を推し量りうる史料であるということである。「除」とされた中に、「祇園社田」や「城南寺田」、また「諸陵田」「斎宮田」、さらには「主殿寮田」「民部卿田」などが見られ、真幡木庄内には規模の小さい安楽寿院領以外の田畠が、多数混在していたことが明らかであろう。⁽³⁷⁾

また安楽寿院に関わる田畠数を全て(「安楽寿院分」から「新御塔分」まで)合計してみると、二二町三反七一步となるが、鎌倉初期の様子を示すとみなしうる史料集成 A-1-⑤「庄々所済日記」⁽³⁸⁾には、「真幡木庄田畠八丁三百五十歩」「同(真幡木)散在御領田畠八丁二百八十歩」と記されており、これらを合わせると田畠は一六丁二反二七〇歩であって、鎌倉末期の当検注目録案までに約六町あまり増加していることもわかる。別稿でも述べたとおり、鎌倉初期には安楽寿院内の各堂舎は堂舎別秩序にもとづきそれぞれの所領群を持っており、真幡木庄は安楽寿院領の中でも御堂領に属し、基本的には御堂に関わる用途をまかなっていた。⁽³⁹⁾ これに対して、鎌倉末期においては、当検注目録案からうかがい知れるように、御堂だけではなく本御塔や新御塔の用途をも真幡木庄がまかなうようになっていた。⁽⁴⁰⁾ おそらくは安楽寿院自体の変化に伴い、真幡木庄をはじめ、「鳥羽御領」全体が、安楽寿院にほど近いゆえに、より便利な安

楽寿院膝下荘園として、機をとらえては拡大していったのではないかと
思われる。荘園の田畝数の増加は、真幡木庄が膝下荘園として発展した
結果だと考えられよう。

次に当検注目録案最後の「残田畠」について考えていきたい。この一
番最後のまとまりとしての「残田畠」には、田畠別に「除」や「諸給分」
がそれぞれ記され、それらを除いて、最後に残った数値に対し年貢高を
示す分米・分表を算出する。このような記載から、当検注目録の作成者
にとって、一番重要なのは、最後に残ったこの数値であり、それに対す
る年貢高を算出することが当検注目録作成当初の目的の一つだったと考
えられよう。そしてこの最後の最後に残った田畠を実際に知行し、そこ
から所得を得ていた者とは、前章で見たように龜山院から「鳥羽御領」
を拝領し、のちにその相伝を認められた高倉家であったはずである。拝
領により知行を任された以上、高倉家の取り分があつてしかるべきであ
り、その取り分を詳細に確認したものが、当検注目録と言えるのではな
いか。

さらに今述べたことを裏付けるため、当検注目録の正文が作成された
当時の状況について考えていきたい。まず文末の年月日の元号は「正中」
となっているが、「中」の右横に「和歟」と記してあり、また文頭には
はつきり「正和式年実検田畠目録事」と記載されていることから、「正
中」ではなく、「正和」であると判断してよいだろう。⁽⁴¹⁾高倉家では永康
拝領以後、永康↓永定↓永清↓永宗というように相伝がなされたが、永
康が正安四年(一一三〇二)に没すると、その子永定も間もない嘉元四年
(一一三〇六)に、さらにまた孫の永清も延慶三年(一一三一〇)にと、次々
に嫡流が没してしまうのである。⁽⁴²⁾つまり永康没後、相伝が認められてま
だ間もないうちに、永康の曾孫にあたる永宗が「鳥羽御領」を継承する
事態になってしまっていたのであつた。それゆえに永宗は「鳥羽御領」

の相伝と安楽寿院の奉行を、名実ともに確立しておく必要があつた。こ
の正和二年(一一三一二)の検注とは永清から永宗への代替検注であり、
真幡木庄内の他権門領などをも詳細に調査し記すことによつて、高倉家
の相伝知行を広く認知させる目的もあつたと考えられよう。⁽⁴⁴⁾

最後に当検注目録案の作成目的を述べておきたい。そもそも鎌倉末期
において当検注目録(正文)が代替りの領家検注として高倉家の相伝知
行を確認するために作られたのであれば、当検注目録案も高倉家の相伝
知行を確認しうるものとして利用するために作成されたと考えられるの
ではないか。そうなるとやはり当検注目録案も第一章で検討した具書案
と同じ目的で作成されたと言ふことができる。すなわち具書案同様、高
倉家が室町幕府(細川政元政權)に「鳥羽御領」の相伝知行の根拠とし
て提出し、安堵を得るために、作成されたと言えるのである。かつて富
澤清人氏は鎌倉後期から南北朝期の史料から検注目録は正文こそが、
領有の正統な継承権を証明する公驗として利用され、案文とは明確な区
別があつたことを明らかにしたが、それから約一五〇年を経た室町末期
においては、検注目録の案文でさえもそのような機能をもつものとして
利用されたと言ふのではないだろうか。⁽⁴⁵⁾

おわりに

本稿で検討してきた史料集成A―二・三は、高倉家に伝わったもので
あり、ともに高倉家の相伝知行を証明するために作成された結論でき
た。高倉家は、作成した史料集成A―二・三を証拠として室町最末期の
幕府法廷に提出し、おそらくは訴えどおりに「鳥羽御領」(竹田庄)を
安堵された。そしてその安堵状とともに、提出していた史料集成A―二・
三が高倉家に返されたと考えられよう。⁽⁴⁶⁾

そうなると、今これらとともに伝わっている史料集成A―一について

も、二・三にあるような花押などは全く見られないけれども、やはり高倉家による「鳥羽御領」の相伝知行を証明するための証拠文書の一つとして幕府法廷に提出されたものと言えるのではないだろうか。鳥羽院の墓所である安楽寿院という記憶を呼び起こし、その奉行と所領の知行を相伝した高倉家の位置というものを印象づける意味があったのではないか。そうであるならば、この史料集成A―1―3は作成当初の形態を最も残して伝えられた文書群とも言えるかもしれない。

また「はじめに」でも少し述べたが、史料集成ABCはそれぞれ伝来が異なるものであった。しかし本稿でも見てきたように相互に写本が作られていることから、安楽寿院をめぐる長い歴史の中で相互に関わり合いながら、文書群が形成されてきたこともまた間違いない事実であろう⁽⁴⁷⁾。相互関係の実状は今後の研究に譲らざるを得ないが、このような検討を進めていくことによつて、安楽寿院、さらには公家社会や在地社会、またそれらの相互関係などについて明らかにしていくことができると思われる。

本稿では筆者の関心に引きつけて縷々述べてきてしまったので、検討し得なかった重要な問題も残っているだろうし、また多くの考え違いもあるだろうが、今後も引き続き取り組んでいくべき課題と認識して、ひとまずは擱筆したい。

註

- (1) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本「安楽寿院古文書」2071.62-12。
- (2) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「安楽寿院文書」3071.63-185。なお昭和一三年のものは京都帝国大学文学部国史研究室に仮託して影写されたことが奥書からわかる。
- (3) 戦前に中村直勝氏が中村直勝「安楽寿院領」(中村直勝著作集4 荘

園の研究」淡交社、一九七八年、初出一九二五年)、「安楽寿院の研究」(中村直勝著作集3 南朝の研究」淡交社、一九七八年、初出一九二七年)にて安楽寿院文書を紹介しているが、中村氏が当時見たものと本文で述べた史料集成BCのような既知の文書群との関係は今後の課題である。また史料集成A-Cの相互の関係や伝来についても本稿では論じられず今後の課題としたい。

(4) 東京大学史料編纂所蔵原本「安楽寿院文書」0671.14、同文書の写真帳G10326。この「安楽寿院文書」には弘文荘の印が見られ、弘文荘で一九八一年に出されたものであり、高倉子爵家旧蔵であったことがわかる(『増訂版弘文荘待買古書目録総索引』八木書店、一九九八年)。

(5) 以前、拙稿「安楽門院と女院領荘園―平安末・鎌倉期の女院領の特質―」(『日本史研究』四五六、二〇〇〇年)にて、史料集成Aがすでに知られていた文書群の原本であるという解釈してしまったが、別の文書群に属すものと考ええる。

(6) 拙稿「安楽寿院文書」にみる御願寺の構造―「安楽寿院文書」の翻刻とその検討―(『人文学報』三四七(歴史学編三三)、二〇〇五年、本文中での「別稿」とはこれを指す)、また史料集成A―1―と同内容で史料集成B収載のものに関しては専論として福田以久生「安楽寿院領荘園について」(『古書研究』九、一九七五年)がある。

(7) 一九九二年に修理を行っている(史料集成A(原本)添付の解説より)。したがって以下の採寸も現況でわかる範囲内である。

(8) 採寸に際し史料集成A(原本)添付の解説を参照したが、実測して改めたところもある(史料集成A―1―についても同じ)。

(9) 紙継目裏花押は全て天から九・二―一〇・〇、地から一五・五―一六・八の場所にある。

(10) 上記の採寸から第五紙だけが小さいことがわかるが、紙裏花押の位置(第四紙と第五紙をつなげた場合の中央あたりに付される)や、第四紙と第五紙の間に紙継目裏花押がないことから第四紙と第五紙を合わせ一枚と認識していたと考えられる。また紙裏花押は全て紙の天から二・一・三―三・三・四、地から一・一―三・四の場所にある。

- (11) 今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇上』思文閣出版、一九八六年。
- (12) 紙継目裏花押は全て天から一九・六〇二二・二、地から四・二〇六・七にある。
- (13) 上島有「南北朝時代の申状について」『古文書研究』一〇、一九七六年を参照。ただしこの件に関する申状は残っていない。
- (14) 中世後期になるとおそらく在地の通称から、⑫などのように「竹田三ヶ庄」などと称されるようになっていた。なお、⑭の文書の「竹田庄」は『大日本史料』八一―二八では但馬国とされるが、当具書案が一連の文書であることから山城国とわかり、「竹田三ヶ庄」や「竹田庄」がおまかには中世前期でいう「鳥羽御領」を指していることが当具書案よりわかる。
- (15) 『百鍊抄』保延三年一〇月一五日条、『中右記』同年月日条など。
- (16) 史料集成A―1―⑭、拙稿前掲註(6) 論文。
- (17) 『鎌倉遺文』一七五七八、一七五七九、一七五八一。
- (18) 高倉永康の拝領をめぐる問題などについては、新稿で改めて論じる予定である。
- (19) 『尊卑分脈』②一七四頁、『系図纂要』④五九四頁。
- (20) 王家領に関しては、鎌倉後期になって「相伝」と「恩領」という概念がはっきり認識されてきたと考えている。これより以前は「相伝」がごく当たり前の在り方であり(前掲註(5) 拙稿参照)、「恩領」↓「相伝」は実態にはありえないと考える。しかし鎌倉後期に至り王家領でも恩領が多く現れ(両統迭立との関係と思われる)、「相伝」と「恩領」が並び立つ対置的概念として認識されていった。本文の事例も鎌倉後期であり、このような概念がすでに認知されていたので、「恩領」↓「相伝」が成立しえたのだと思われる。そしてこれは撰閲家とは全く異なる王家領(女院領)の特質であろうと考えている。拙稿「書評 金井静香氏『中世公家領の研究』」(『史学雑誌』一〇九―一二、二〇〇〇年)参照。
- (21) 池田美千子「衣紋にみる高倉家」(『史学雑誌』一一一―一二、二〇〇二年)。
- (22) ⑦宛所「前左馬佐」は永宗と比定している。前左馬佐が永宗であることをはっきりと示す史料は管見のところ見あたらないが、まずこの時(建武二年)すでに永宗の父永清は没していること、この後も永宗は存命であること(貞和年間の「園太曆」に登場する。池田前掲註(21) 論文参照)などから永宗と比定した。また⑧の「左兵衛佐」は『東寺百合文書』(せ函)至徳三年(一三八六)一〇月一三日高倉永行田地避状に「左衛門佐」とあり、高倉永行と比定できる。
- (23) 今谷・高橋編前掲註(11) 書、今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、また、榎原雅治「新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九三年)も参照した。
- (24) 飯倉晴武「応仁の乱以降における室町幕府の性格」(『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七九年)、今谷前掲註(23) 著書参照。
- (25) 『宣胤卿記』永正四年六月二四日条。
- (26) 管見の限り高倉永継・永康の花押は見いだせないが、本文で述べたことから、両者のいずれかか、もしくは高倉家家宰のものである可能性が高いであろう。
- (27) 『実隆公記』延徳二年八月一六日条、『東寺百合文書』廿一口方評定引付(く函)延徳二年八月一八日条。
- (28) 安楽寿院と荘民の関係については今後の課題である。
- (29) 史料集成CⅡ永正二年五月三日室町幕府奉行人連署奉書(表I―2―17)、永正一四年七月一七日室町幕府奉行人連署奉書(表I―2―18)。
- (30) 高倉家は結局、近世以降も高倉家領としてこの地に権益を残した(『日本歴史地名体系』二七、京都市の地名)平凡社、一九七九年、「竹田村」参照。
- (31) 岡野友彦「中世久我家と久我家領荘園」統群書類従完成会、二〇〇二年、しかし岡野氏は中世後期における播磨国石造庄について述べた部分において(第四編第三章)も、これらの文書はもちろん安楽寿院と石造庄の関係については言及されていない。
- (32) 表I―2―16参照。安楽寿院は室町後期に「鳥羽御領」と播磨国石造

庄の権益を何とか確保しようと動いていたように思われる。安楽寿院では寺院組織と呼ぶるものが室町後期に至るまでに形成され、鎌倉期の寺院内とは異なった組織が発展整っていたようで、本文でも述べたような安楽寿院自体が、政治的動きを見せるようになっていく。このように近世につながっていく寺院組織やその発展の様相などは今後検討されるべき課題であろう。

(33) ただし【史料1・2】は示したとおり誤字脱字が多すぎる。後世に特に意図もなく入れ込まれたのかもしれない。

(34) 紙継目裏花押は裏打が厚いために接合部分を確認することは難しい。第四紙と第五紙、第七紙と第八紙はそれなりにうまく接合しているようにも見えるが、第九―一二紙の接合部は明らかにずれている。

(35) 表Ⅱ、拙稿前掲註(6) 論文参照。

(36) 第九紙と第二二紙は紙継目裏花押の天からと地からの位置が合っていることから、当初の接続とわかる。

(37) このような散在入組型の荘園はこの地域の荘園の特徴であり、拝師庄、九条女御田、久世庄、革島庄、小塩庄、大敷庄、久我庄などについては古くから研究がなされてきた。研究史などを含め上島有『京郊庄園村落の研究』塙書房、一九七〇年を参照。

(38) 福田前掲註(6) 論文、拙稿前掲註(6) 論文(表Ⅱ参照)。

(39) 「御堂」とは安楽寿院内で一番最初の保延三年一〇月一五日に供養された御堂のことで、史料集成A―Ⅰや当検注目録案では「安楽寿院(分)」と表記されるものを指す。この「御堂」をそのまま「安楽寿院(領)」とすると全体を表す意味と混乱するので、便宜的に「御堂」と称している(拙稿前掲註(6) 論文)。

(40) このような安楽寿院とその所領の変質についても、新稿で論じる予定である。なお鎌倉前期においては供僧に対する「給田」を区別して設定しているが、当検注目録案においては供僧分は「供僧分」としてあり、「給田」としての区別は見られない。荘園田畠の増加はこれと関係するものとも考えられようが、これも安楽寿院の変質に伴うものであり、本稿ではやはり増加と判断したい。また用途に関する詳細な検討は今後の課題であろう。

題であろう。

(41) 他の検注目録を参照すると、文頭の年は文末の年の前年の場合が多い。月も当検注目録案は他に比べると珍しい三月で農耕周期としては少し遅めであることなど、気になる点が多いが、ここでは少なくとも「正中」ではなく「正和」であるということを確認しておきたい。

(42) 『尊卑分脈』②一七四頁。なお『系図纂要』④五九六頁には五五歳で没したとある。

(43) 『尊卑分脈』②一七四頁。なお『系図纂要』④には永清の没年の記載はない。

(44) 領家の代替検注がその相伝知行を広く周囲に認知させるために行われたということは富澤清人氏が明らかにしている(『中世荘園と検注』吉川弘文館、一九九六年)。

(45) 富澤前掲註(44) 著書。富澤氏は正文であることを重視する(第一部第二章)が、検討されている事例は鎌倉期のものが多い。当検注目録案が利用されたのは室町末期であり、当該期には案文であっても公験として機能したと考える。

(46) 訴訟のために提出された証拠文書が当事者に返却されるということは上島前掲註(13) 論文参照。

(47) 史料集成A―Ⅰの表紙には、いつ書かれたものかはわからないが、「御塔本校合了」と書かれており、「御塔本」が存在したことがわかる。これも相互関係を示すものと言えるが、今後の課題である。

〔付記〕本稿は二〇〇四年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費による研究成果の一部である。